

## 第4章 計画の実現に向けて

---

- 第1節 計画の推進方針
- 第2節 重点的施策の推進



## 第4章 計画の実現に向けて

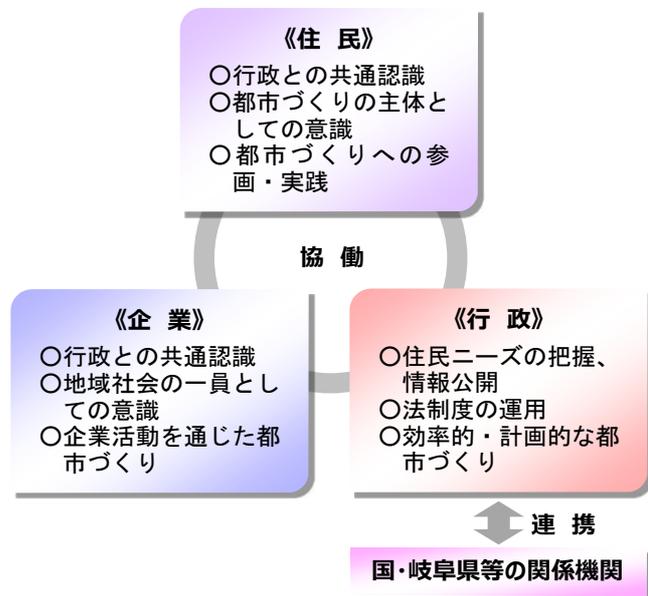
### 第1節 計画の推進方針

本計画は、本町の将来都市像を明確に示し、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針としての役割を果たします。今後は、本計画を実現するために、以下の方針に基づいた取り組みを進めます。

#### 1 住民・企業との協働、関係機関との連携強化

将来都市像の実現に向けた具体的な事業にあたっては、住民や企業、関係機関の理解と協力が不可欠であり、それぞれの得意分野を活かした活動体制の構築が重要です。

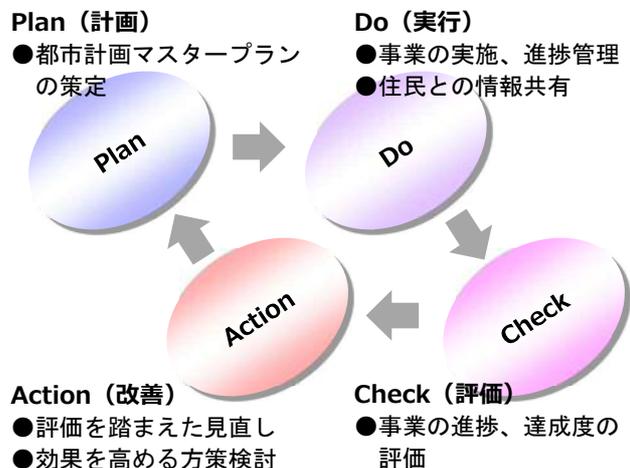
そのため、都市づくりに関する情報の提供・共有、都市づくりの課題や提案を受ける広報広聴機会の充実等を図り、住民や地域、企業、関係機関との協働による都市づくりを推進します。



#### 2 各種事業の進捗管理、計画の見直し

社会情勢がめまぐるしく変化するなか、新たな都市づくりの課題や多様な住民ニーズへ対応するためには、事業を精査・検証し、より効果的な手法を採択して実行するといったPDCAサイクルによるマネジメントが必要です。

そのため、庁内関係部局の連携を図りつつ、各種事業の進捗状況を把握・管理するとともに、事業を評価・検証しながら、必要に応じて本計画を見直します。



## 第2節 重点的施策の推進

今後、全国的に本格的な人口減少・高齢化が見込まれるなか、まちづくりの基本方針を定めた「神戸町第5次総合計画」では、活力あるまちであり続けるため、『暮らしやすさを実感できる地域社会の創生』として、移住・定住先として選ばれる住みやすいまちであり続けるための取組みと、『地域活力の源となる産業・雇用の創生、観光の振興』として、近年一貫して続いている「職業上」の理由による人口流出に歯止めをかけるとともに、地域の将来を担う若い世代の移住・定住を促進するための取組みの2つを重点施策と位置づけ、全庁横断的な体制のもとで住民、事業者等の地域と協働しながら取り組んでいくこととしております。

よって、総合計画を実現するための具体的な都市的土地利用や都市整備方針を定める本計画においても、総合計画の重点施策に即し「良好な宅地の供給による移住・定住の促進」と「企業誘致のための用地整備」の2つをこれからの都市づくりの重点的施策とし、関係機関との協力・連携の下で、積極的な事業展開を図ります。

### 【神戸町第5次総合計画における重点施策】

#### 重点施策1

#### 暮らしやすさを実感できる地域社会の創生

(移住定住先として選ばれる住みやすいまちづくり)

#### 重点施策2

#### 地域活力の源となる産業・雇用の創生、観光の振興

(人口流出に歯止めをかけ、働く世代の移住定住を促進するまちづくり)

実現に向けた都市計画施策の展開

### 【神戸町都市計画マスタープランにおける重点的施策】

#### 重点的 施策①

#### 養老鉄道を活かした移住・定住の促進

に取組みます。

#### 重点的 施策②

#### 東海環状自動車道を活かした企業用地の整備

に取組みます。

重点的  
施策①

## 養老鉄道を活かした移住・定住の促進

養老鉄道については、沿線市町が資金を拠出して鉄道施設を保有する一般社団法人を設立し、存続を図っていくこととなりましたが、利用者数は平成20年度の約691万人から平成27年度の約600万人へと減少が進んでおり、今後も沿線市町の人口が減少していくなか、通勤通学をはじめとする日常的な利用者を確保していくことが大きな課題となっています。

また、現在沿線市町が共同して策定を進めている養老線交通圏地域公共交通網形成計画での検討においても、1つ目の課題として『沿線市町が目指すまちづくり一体となった戦略的な公共交通ネットワークの形成』が挙げられていることから、今後、本町としても養老鉄道をまちづくりに活かしていく取組みを進めることで日常的な利用者の確保を図る必要があります。

一方、本町が直面する人口減少・高齢化の進行という課題への対応として移住・定住を促進する上では、その受け皿となる宅地の供給を行う必要がありますが、人口減少社会にあって移住・定住先として選ばれるためには、利便性が高い立地で良好な宅地の供給を行っていく必要があります。

以上から、大垣や名古屋へのアクセス性が高い駅周辺での移住・定住を促進することにより、本町の活性化と併せて養老鉄道の利用者確保を図ります。

実施にあっては、広神戸駅周辺を中心部の特に空家が増加している地域での建替え等の促進のほか、広神戸駅と北神戸駅周辺の下水道等の都市基盤や学校等の公共公益施設が整った地域（市街化調整区域）において、神戸町土地開発公社等により、ゆとりある良好な宅地の開発と供給を行うことにより駅周辺での居住を進めます。

重点的  
施策②

東海環状自動車道を活かした企業用地の整備

東海環状自動車道の（仮称）大野・神戸ICが整備される西座倉地区は、国や岐阜県の方針・目標を踏まえつつ、広域的な交通利便性を活かした新たな産業拠点として、（仮称）大野・神戸ICと一体的に工業地を整備し、県外からも広く企業誘致を行うことで、本町はもとより、岐阜県をはじめとする中京圏全体の活性化を目指します。また、企業誘致によって新たな雇用を創出し、働く世代の移住・定住を促進することで、本町の地域活力の維持・向上を目指します。

（仮称）大野・神戸IC周辺の開発にあたっては、土地区画整理事業等により、計画的な基盤整備を図るとともに、市街化区域への編入、工業系用途地域の指定により、工業地としての操業環境を確保します。

事業の実施に向けては、当該地区の地権者の合意形成と関連法令による許認可が必要になることから、早い段階から地権者や地域住民への説明を行い、事業内容への理解を求め、実施に向けた体制構築を進めます。同時に、関係機関や事業者間との情報交換、協力・連携により、本町の立地条件を活かした企業誘致を推進します。

なお、開発を推進する企業用地には既存の集落が隣接しています。そのため、既存の生活道路と新たに整備する道路との接続に留意するとともに、緩衝帯等を設置することで大気汚染や騒音・振動による影響を低減させる等、集落の生活環境に配慮した開発を進めます。

▶西座倉地区における企業用地整備のイメージ図

